

コラムVOL7～刑罰にかわる法律について～

令和2年9月23日

あぼろ法律事務所

ー弁護士のランチミーティングにてー

弁護士A「弁護士会で死刑反対決議をするそうだけれど、賛成した？」

弁護士B「賛成票を投じたよ。」

弁護士A「死刑存置側の弁護士意見を無視するものだとして決議そのものに反対をする意見も多いようだね。刑罰をめぐる議論は、思想や哲学に強く関係する場合があるから一筋縄ではいかないようだ。」

弁護士B「少年法の改正問題でも、18、19歳が民法上成年となったことに伴って適用対象から外すかどうかが議論されてきていた。平成29年3月に法制審議会少年法・刑事法部会が開催されてから、令和2年9月9日まで実に3年半にわたって29回も、分科会も含めると、もっと多くの議論が重ねられたね。ただ、部会で委員の意見の溝は埋まらなかったようだ。」

弁護士A「法制審議会の議事録を読むと、賛成派と反対派で大きく分かれていた。君はどっち派？」

弁護士B「賛成派だね。選挙年齢や成年年齢を18歳に引き下げるのだから、少年法の適用年齢も引き下げるべきだ、世論調査もそれに沿っているというのに賛成だ。」

弁護士A「賛成派の方が、市民感覚に合うようだけれども。反対派はどう言っていたんだい。」

弁護士B「反対派は、民法等と刑事法を統一する必然性はない、18、19歳は可塑性を有するし、少年法をめぐる更生や再犯防止のシステムが有効に機能しているから、少年法の適用年齢は20歳未満から引き下げる必要はないという論陣だった。」

弁護士A「こんなに長く議論をしながら、賛成派も反対派も妥協はできなかったのかい。」

弁護士B「いろいろ着地点を見い出そうとはしたようだが、刑罰についての法律の問題は、死刑も含めて、考え方の根本のところでは水と油のような気がするね。」

弁護士A「法制審議会の委員構成はどうだったんだい。」

弁護士B「ほとんどが法律の専門家だったんだ。法律の専門家でない委員は、

新聞社の方と被害者家族の方のわずか2名程度で、その他は法律実務家と刑事専門の研究者で構成されていたんだ。」

弁護士A 「それじゃあ、内輪での議論という感じじゃないか。」

弁護士B 「そうなんだ。研究者の委員の多くは賛成派、法律実務家、特に弁護士の委員は、反対派だったよ。」

弁護士A 「研究者は理論を述べて、実務家は、実務はうまく機能していて改正をする立法事実がないと述べて、議論が平行線になっていたことは容易に想像がつくね。」

弁護士B 「報道では、4月に、177名もの裁判官経験者が少年法適用年齢引下げに反対する意見書を提出していたね。大勢の裁判官経験者が社会に発信するなんて、あれはびっくりしたよ。それだけ、引下げありきの議論には我慢がならなかったようだね。」

弁護士A 「確かに、少年の付添人として少年事件にかかると、相当なパワーが必要だし、関係者は大変努力や苦労を重ねていることがわかるよ。」

弁護士B 「法制審議会では、家庭裁判所、保護観察所、少年院、少年刑務所、保護司など少年法にかかわる組織や人からヒアリングがなされていたけれども、あらためて関係者の努力と実績に敬意を表してしまうね。これだけの実績と成果を見ると、このような教育的措置が成人の刑務所でも導入されてもいいのではないかとさえ思うよ。」

弁護士B 「よく死刑事件で、被害者の遺族から、裁判を傍聴していても、なぜ被告人がこのような非道な犯行に至ったのか解明されなかったなどという意見が出ることもあるよね。例えば、家庭裁判所の調査制度などのようなものを導入することができれば、相当程度解明をはかることができないのだろうか。」

弁護士A 「少年事件の社会記録は、非公開だから、死刑事件のような公開裁判にはなじまないかもしれないけれど、例えば、責任能力についての鑑定留置の制度を背景事情や動機にまで調査対象を拡大するなどということがあってもいいかもしれないね。難しいとは思うけど。」

弁護士B 「誰もが納得する制度はないかもしれないが、犯罪や非行を少なくしてよりよい社会を形成していくために、今回の法制審議会の議論は、少なくとも成人を含む刑事政策に応用するのがいいんじゃないだろうか。」

弁護士A 「そうだね。国や社会のありようをどうするかも含めて検討をした方がいいことからすると、法制審議会の性格にもよるけれども、もう少し幅広い領域から委員を選任すべきだったのではないかと思う

よ。結局、世論は賛成多数だというのに、多様な意見や視点を取り入れられなかったところに、議論に深みを持たせられなかった原因があるように思われてならないね。ただ、あくまで結果論だし、刑事法の分野では世論の動向をそのまま反映させてよいかどうかは慎重に検討する必要があるから、それだけ長期にわたったことは健全な議論がなされたといえるかもしれないね。」

弁護士B 「7月には、与党・少年法検討PTが、基本的な考え方を公表し、少年法の適用対象を引き下げず、18、19歳を対象とすることとして、議論の収束を図った感がある。」

弁護士A 「今後、内閣も変わったし、解散風も吹いているから、立法化までは紆余曲折があるとは思いますが、どのように推移するかを注視したいね。」